

発注関係事務の運用に関する指針改正骨子案 意見照会結果

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の方向性(案)

運用指針とは: 品確法第24条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて国が作成

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

- 週休2日の質の向上 **【第3条9項、第8条2,3項】**
- 施工時期、履行期間の平準化に係る関係部局連携 **【第30条】**
- スライド条項の設定と基準の作成(工事) **【第7条1項13号】**
- 学校と民間事業者間の連携の促進等(国・地方公共団体) **【第26条】**
- 国民の関心と理解を深めるための広報活動(国・地方公共団体) **【第31条】**

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

- 地域の実情を踏まえ、担い手の育成・確保に資するよう競争参加資格等を設定 **【第7条1項7号】**
- 技術力ある企業と地域企業との連携による技術普及 **【第7条1項8号】**
- 受注者になろうとする者が極めて限られている場合における競争が存在しないことの確認による契約方式(参加者確認型随意契約方式)の活用 **【第21条】**
- (災害対応)
 - 公共工事の目的物の整備、管理等に豊富な経験、知識を有する者による被災状況の迅速な把握等 **【第7条6項】**
 - 技術力ある企業と地域企業のJVを活用した迅速な復旧復興 **【第7条1項9号】**
 - 災害協定に基づく工事における労災保険契約の保険料の予定価格への反映 **【第7条1項1号】**

3. 新技術の活用等による生産性向上

- 情報通信技術を活用したデータの適切な引継ぎ **【第3条13項】**
- 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化等の要素も考慮した総合的に価値が最も高い資材等の採用 **【第7条1項2,6号】**
- 技術開発の推進(国) **【第3条6項、第29条】**
- 研究開発を委託する際の知的財産権への配慮(国) **【第28条2項】**

4. 公共工事の発注体制の強化

- 維持管理を広域的に行う連携体制の構築 **【第7条7項】**
- 地方公共団体を支援するための講習会等の開催(国・都道府県) **【第22条5項】**
- 発注関係事務の適切な実施に係る発注者への助言(国) **【第23条】**

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正骨子案の概要（1／4）

★改正のポイント★

品確法の改正を踏まえ、下記のポイントを中心に、近年の取組状況を鑑みて改正骨子案を作成

- ・担い手の確保のための働き方改革・処遇改善
- ・新技術の活用等による生産性向上

- ・地域建設業等の維持に向けた環境整備
- ・公共工事の発注体制の強化

（現行（R2.1改正）運用指針）

（今回改正骨子案）

（改正事項）

I. 本指針の位置付け

II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項

1 工事

- 1-1 工事発注準備段階
- 1-2 工事入札契約段階
- 1-3 工事施工段階
- 1-4 工事完成後
- 1-5 その他

1 工事

- 1-1 工事発注準備段階
- 1-2 工事入札契約段階
- 1-3 工事施工段階
- 1-4 工事完成後
- 1-5 その他

2 測量、調査及び設計

- 2-1 業務発注準備段階
- 2-2 業務入札契約段階
- 2-3 業務履行段階
- 2-4 業務完了後
- 2-5 その他

2 測量、調査及び設計

- 2-1 業務発注準備段階
- 2-2 業務入札契約段階
- 2-3 業務履行段階
- 2-4 業務完了後
- 2-5 その他

3 発注体制の強化等

- 3-1 発注体制の整備等
- 3-2 発注者間の連携強化

3 発注体制の強化等

- 3-1 発注体制の整備等
- 3-2 発注者間の連携強化

新技術の活用等による生産性向上

- 情報通信技術を活用したデータの適切な引継ぎ
【第3条13項】

担い手確保のための働き方改革・処遇改善

- 週休2日の質の向上
【第3条9項、第8条2,3項】
- 施工時期の平準化に係る関係部局連携【第30条】
- スライド条項の設定と基準の作成【第7条1項13号】

地域建設業等の維持に向けた環境整備

- 地域の実情を踏まえ、担い手の育成・確保に資するよう競争参加資格等を設定
【第7条1項7号】
- 技術力ある企業と地域企業との連携による技術普及
【第7条1項8号】

公共工事の発注体制の強化

- 維持管理を広域的に行う連携体制の構築
【第7条7項】

担い手確保のための働き方改革・処遇改善

- 履行期間の平準化に係る関係部局連携【第30条】
- 地域の実情を踏まえ、担い手の育成・確保に資するよう競争参加資格等を設定
【第7条1項7号】

公共工事の発注体制の強化

- 国・都道府県による地方公共団体を支援するための講習会等の開催
【第22条5項】

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正骨子案の概要(2/4)

(現行(R2.1改正)運用指針)

(今回改正骨子案)

(改正事項)

Ⅲ. 災害時における対応

1 工事

- 1-1 災害時における入札契約方式の選定
- 1-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
 - (1) 確実な施工確保、不調・不落対策
 - (2) 発注関係事務の効率化
 - (3) 災害復旧・復興工事の担い手の確保
 - (4) 迅速な事業執行
 - (5) 早期の災害復旧・復興に向けた取組

2 測量、調査及び設計

- 2-1 災害時における入札契約方式の選定
- 2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
 - (1) 確実な履行確保、不調・不落対策
 - (2) 発注関係事務の効率化
 - (3) 迅速な事業執行
 - (4) 早期の復旧・復興に向けた取組

3 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

1 工事

- 1-1 災害時における入札契約方式の選定
- 1-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
 - (1) 確実な施工確保、不調・不落対策
 - (2) 発注関係事務の効率化
 - (3) 災害復旧・復興工事の担い手の確保
 - (4) 迅速な事業執行
 - (5) 早期の災害復旧・復興に向けた取組

2 測量、調査及び設計

- 2-1 災害時における入札契約方式の選定
- 2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
 - (1) 確実な履行確保、不調・不落対策
 - (2) 発注関係事務の効率化
 - (3) 迅速な事業執行
 - (4) 早期の**災害**復旧・復興に向けた取組

3 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

災害対応力の強化

○公共工事の目的物の整備、管理等に豊富な経験、知識を有する者による被災状況の迅速な把握等

【第7条6項】

○技術力ある企業と地域企業のJVを活用した迅速な復旧復興

【第7条1項9号】

○災害協定に基づく工事における労災保険契約等の保険料の予定価格への反映

【第7条1項1号】

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正骨子案の概要(3／4)

(現行(R2.1改正)運用指針)

(今回改正骨子案)

(改正事項)

IV. 多様な入札契約方式の選択・活用

1 工事

- 1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
- 1-2 工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

1 工事

- 1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
- 1-2 **公共**工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

地域建設業等の維持に向けた環境整備
○参加者確認型随意契約方式(※)
の活用 【第21条】

2 測量、調査及び設計

- 2-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
- 2-2 業務成果の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

2 測量、調査及び設計

- 2-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
- 2-2 業務成果の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

地域建設業等の維持に向けた環境整備
○参加者確認型随意契約方式(※)
の活用 【第21条】

(※) 地域において受注者になろうとする者が極めて限られている公共工事等について、公募により競争が存在しないことを確認した上で、随意契約を行う方式。

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正骨子案の概要（4／4）

（現行（R2.1改正）運用指針）

（今回改正骨子案）

（改正事項）

V. 技術開発の推進及び新技術等の活用

（新規）

新技術の活用等による生産性向上

○国による技術開発の推進

【第3条6項、第29条】

○研究開発を委託する際の知的財産権への配慮

【第28条2項】

○価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化等の要素も考慮した総合的に価値が最も高い資材等の採用

【第7条1項2,6号】

VI. その他配慮すべき事項

- 1 受注者等の責務
- 2 その他

- 1 受注者等の責務
- 2 中長期的な担い手確保に向けた取組
- 3 その他

災害対応力の強化

○（受注者）

・災害協定に基づく工事における労災保険契約等の締結

【第8条5項】

担い手確保のための働き方改革・処遇改善

○（国・地方公共団体）

・学校と民間事業者間の連携の促進等

【第26条】

・国民の関心と理解のための広報活動

【第31条】

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号、最終改正：令和六年法律第五十四号）（抄）

（発注関係事務の運用に関する指針）

第二十四条 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事等の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正の骨子案

意見照会結果 1／2

令和6年8月21日に開催した「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議 幹事会」を踏まえ、発注関係団体、建設業団体等へ文書による意見照会を実施。

★意見照会の概要

期間：令和6年8月26日～9月27日（機関により異なる）

対象： 発注関係団体 1,833

〔 関係省庁(20)、独立行政法人等(19)、
都道府県(47)、政令市(20)、市区町村^(政令市以外)(1,727) 〕

有識者委員等 19（※9月2日開催の「発注者懇談会」においても聴取）

建設業団体等 839

★意見照会の結果

	提出団体数	意見数
発注関係団体	131	341
有識者委員等	14	30
建設業団体等	103	1,010
合計	248	1,381

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正の骨子案 意見照会結果 2/2

改正項目	主な意見	
	発注者（省庁・地方公共団体等）	学識者・業界団体
担い手の確保のための働き方改革・処遇改善	・平準化のための繰越制度の活用のため、財政担当向けにも品確法の内容を周知いただきたい	・地方公共団体への品確法の内容の周知徹底をお願いしたい ・建設業者の災害対応について、発注機関からのアピールも期待したい
地域建設業等の維持に向けた環境整備	・被災状況の把握ができる知識等を有する者の活用とはどのようなことをイメージしているのか具体的に記載してほしい ・保険料の積算への反映方法について示してほしい	・冒頭の改正のポイントに地域建設業の維持を入れてほしい ・技術力を有する大企業と地域の中小企業との連携について、取組の具体例を記載してほしい ・参加者確認型随意契約方式はコンプライアンスの側面から慎重な判断が必要である
新技術の活用等による生産性向上	・「総合的に価値の最も高い資材等」の評価基準を示してほしい	・CO2排出削減効果に関する発注者としての考え方、方針を示すことが必要ではないか。 ・「総合的に価値の最も高い資材等」に関するガイドラインを示してもらえるとわかりやすい。
公共工事の発注体制の強化	・国及び都道府県は、地方公共団体の発注関係事務の実施を支援するため、産学官の専門家との連携する旨を記載してほしい	・担い手の確保について、業界全体で取り組む必要があるという趣旨の文言が含まれるべき